



被害者の手引

交通事故に 遭われた方へ

あなたを助けるための力が
ここにはあります。

青森県警察

交通事故被害者の方へ

この手引きは、交通事故の被害者やその家族の方に

- 事故の捜査や手続はどのように進むのか
- 警察の支援制度とはどのようなものか
- 警察が被害者やその家族の方にお願いすることは何か
- 自動車の保険制度はどのようなものか

などをお知らせし、皆さんの手助けとさせていただくものです。

少しでも皆さんのお役に立てば幸いです。

事故の担当者

青森県 _____ 警察署
_____ 課 _____ 係

氏名 _____

電話番号 _____

内線 []

担当の指定被害者支援要員

課 _____ 係 氏名 _____

電話番号 _____ (内線 _____)

目 次

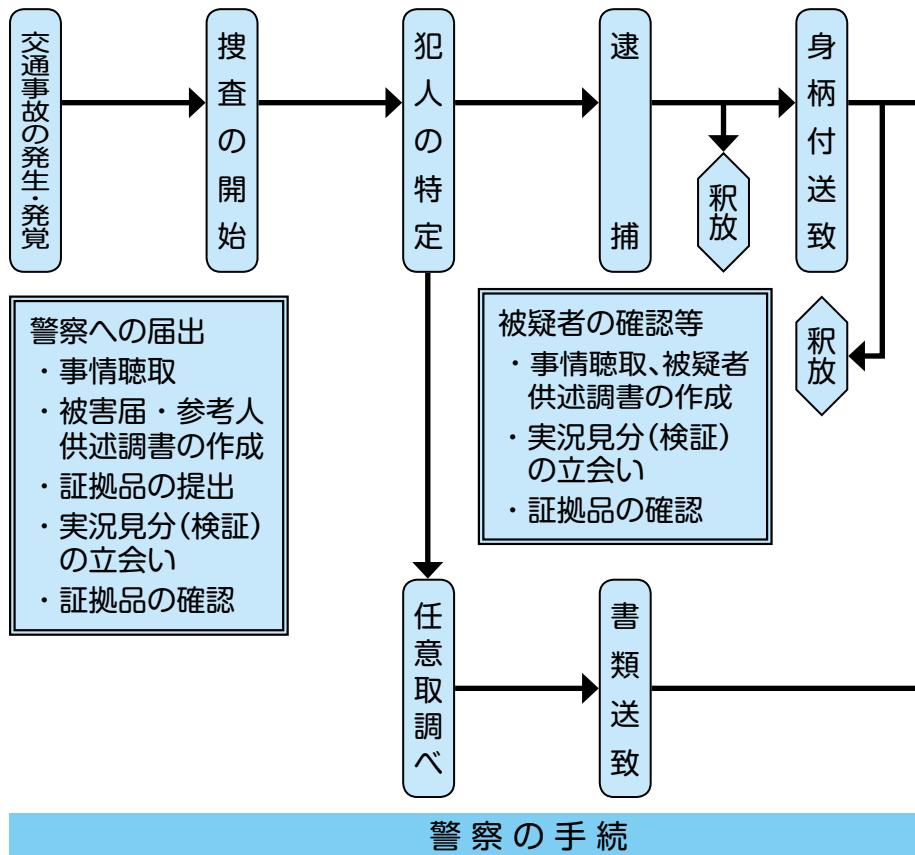
1	刑事手続の流れ	1
2	交通事故の捜査はどのように進むのですか	3
○交通事故の捜査が行われます。 ○事件が送致されます。 ○検察官が起訴又は不起訴の決定を行います。 ○公判での証言と公判で利用できる制度 ○裁判後の段階において利用できる制度		
3	警察等からの支援はあるのですか	8
○警察職員が病院への付添い等を支援します。 ○警察官が交通事故についての情報をお知らせします。 ○警察では、行政処分に関する情報提供を行っています。 ○警察では、精神的被害に対する支援を行っています。		
4	警察以外の機関による支援や連絡制度について教えてください	11
○検察庁における被害者支援制度 ○法務省の各機関における被害者等通知制度等 ○家庭裁判所における被害者のための制度		
5	自動車保険等について教えてください	13
○自賠責保険と任意保険 ○自賠責保険 ○自動車損害賠償保障事業（政府の保障事業） ○その他の賠償請求		
6	援助や救済制度はあるのですか	17
○官公庁等で行っている制度 ○援助・救済機関 ○税法上の救済制度		
7	米軍人・軍属の違法行為等による損害 (交通事故を含む) を受けた場合	20
8	民間の被害者支援団体	21
○公益社団法人あおもり被害者支援センター		
9	交通事故に関する相談窓口	23
10	その他の相談窓口	24

1 刑事手続の流れ

犯罪は、社会的に許されない行為であり、犯人は、法律に定める手続に
検査(警察) → 起訴(検察庁) → 公判(裁判所) の三つの段階に分かれます。

刑事手続の流れ

連絡や通知



刑事手続や
被害者支援の
制度の説明

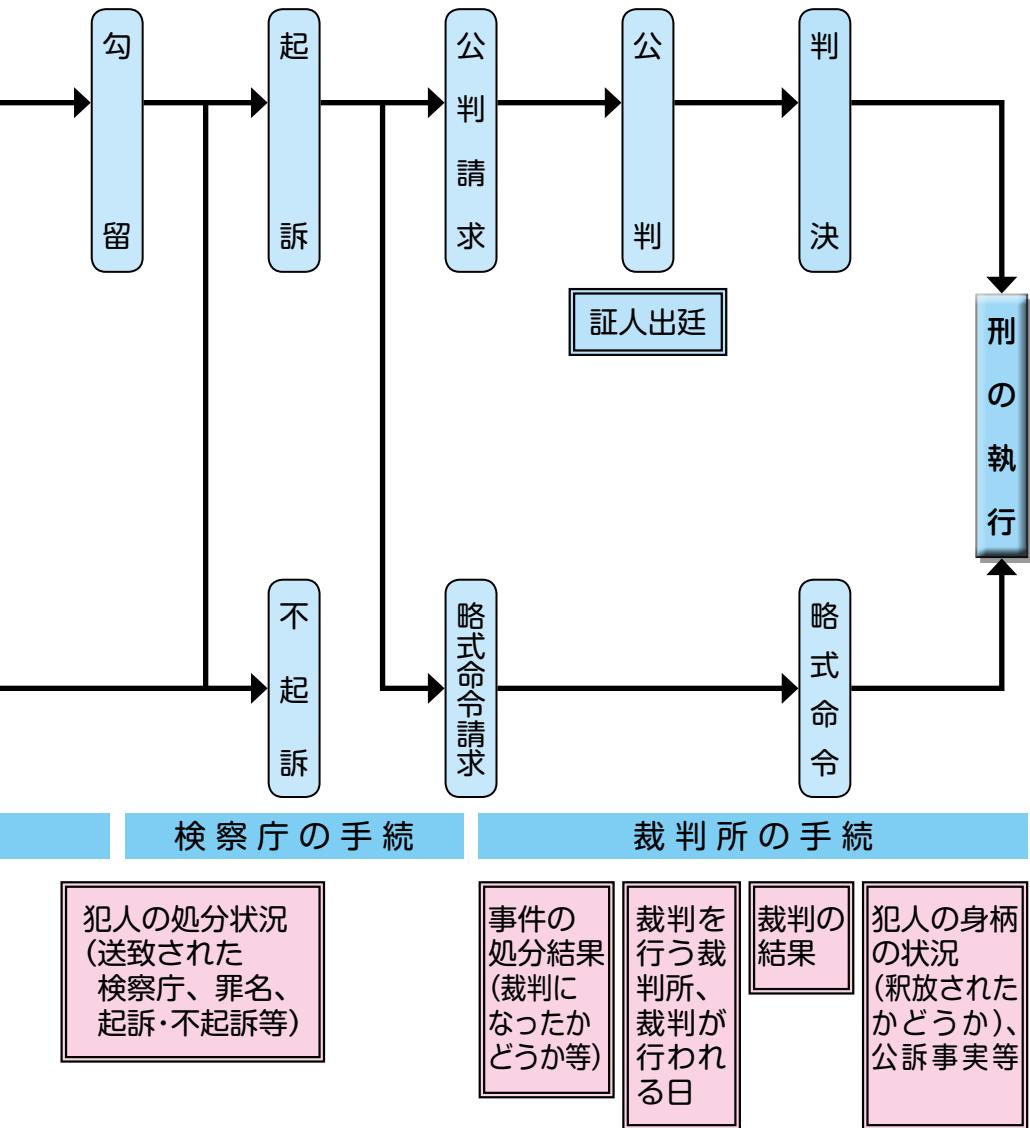
検査状況の説明
(検査に支障の
ない範囲で)

検挙状況
(犯人の検挙や
犯人の氏名等)

警察における被害者連絡制度

※ 犯人が20歳未満のときは、少年審判手続などによる場合があり、これらの手続

よって処罰されます。その手続を「刑事手続」といい、これは、大きく分けて



検察庁等による被害者等通知制度

とは違いがあります。

2 交通事故の捜査はどのように進むのですか

交通事故が発生した場合は、次のような流れで捜査をします。

交通事故の捜査が行われます。

事故捜査とは、交通事故の現場において落下物等の証拠や目撃情報を集め犯人を特定し、事故原因を明らかにする等の犯人を処罰するために行う活動をいい、次のようなものがあります。



事情聴取

事故に遭われた状況や事故の届出をした状況等について、担当の警察官が詳しくお聞きします。

その際、事故の関係者からお聞きした内容を書面にするため供述調書を作成することもあります。



警察からのお願い

被害者やそのご家族の方には、思い出したくないこと、言いたくないこと等があるかと思いますが、事情聴取は事故の原因を究明し、加害者の特定のために行うものです。事故についての詳細が多く分かるほど、早期の事件解決に繋がりますのでご協力をお願いします。

実況見分

実況見分とは、警察官が

- 交通事故の現場
(道路の状況、落下物、タイヤの痕跡など)
- 被害者の方が着ていた服や事故車両



等の状況について詳しく調べて、事故の状況や原因を明らかにすることです。

警察からのお願い

被害者やそのご家族の方には、実況見分に立ち会っていただくことがあります。

また、事故当時に被害者の方が着ていた服等は、公判において重要な証拠となりますので、証拠品として提出していただくこともあります。

事件が送致されます。

警察では、**捜査**に基づいて加害者を犯人であると認めた場合（この場合の加害者を「被疑者」と呼びます）は、次のような方法により、証拠とともに犯人を検察官に送ります。これを**事件送致**といいます。

犯人を逮捕した場合

- 捜査のため必要がある場合は、犯人を逮捕し、身柄を拘束した時から48時間以内に関係書類と証拠品等とともに、検察官に送致します。
- 検察官は、必要があると認めた場合は、送致を受けた時から24時間以内に、裁判官に対して犯人の勾留を請求します。
- 繼続して犯人の身柄を拘束する必要がある場合は、最長20日間犯人を勾留することもあります。

犯人を逮捕しない場合

- 犯人を逮捕しないで、任意で捜査を行った場合は、取調べ等の捜査を行ったのち、関係書類と証拠品を検察官に送致します。



勾留とは？

検察官は、犯人の逃亡や証拠の隠滅を防止する目的で、裁判官に請求し、認められると犯人の身柄を拘束します。

検察官が起訴又は不起訴の決定を行います。

検察官は、送致された証拠等に基づいて、犯人を裁判にかけるかどうかの決定を行います。

- 裁判にかける場合を「起訴」
 - 裁判にかけない場合を「不起訴」と言います。
- また、起訴には
- 公開の裁判を請求する「公判請求」
 - 書面審理により罰金や科料を命じる裁判を請求する「略式命令請求」等があります（犯人は起訴されると「被告人」と呼ばれます。）。

- ※ 起訴、不起訴の判断に必要がある場合等には、検察官が被害者等から事情を聞きますので、ご理解ください。
- ※ 不起訴となった場合、その処分に不服であれば、地方裁判所と主な地方裁判所支部にある検察審査会に審査の申立てができます。
詳しくは、最寄りの検察審査会事務局にお問い合わせください。(P23)

公判での証言と公判で利用できる制度

■ しょうにんしんもん 証人尋問

犯人の罪を証明するため、被害の状況や犯人に対する気持ちを、公判で証言していただくことがあります。

精神的な負担を少しでも軽くするため、以下の方法で証言できることもあります。

- 被害者等への付添い

被害者等が証言している間、家族や心理カウンセラーなどが、被害者等のそばに付き添うこと。

- 被害者等の遮へい

被害者等と、犯人や傍聴人との間について等を置き、相手の視線を気にしないで証言できるようにすること。

- ビデオリンク方式

被害者等が、別室からモニターを通じて証言すること。

その他、被害者等の希望に応じて、次のような制度もあります。

- 公判傍聴での配慮等

被害者等が、公判を優先して傍聴することができるよう、できる限りの配慮がされるほか、刑事事件の裁判で、犯罪被害に関する心情や意見を述べること（心情等の意見陳述制度）ができます。

- 被害者参加制度

危険運転致死傷等の故意の犯罪行為により、人を死亡させたり傷つけたりした罪、過失運転致死傷（※）等の罪の被害者等は、裁判所の許可を得て、「被害者参加人」として刑事裁判に参加することができます。

刑事裁判に参加する「被害者参加人」は、公判期日に法廷で検察

官の隣等に着席して裁判に参加し、証人尋問や被告人質問等を行うことができます。

※ これまで、「自動車運転過失致死傷」罪と呼ばれていましたが、平成25年11月に成立・公布された「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」により「過失運転致死傷」罪と呼び名が変わりました。

被害者参加に際して、弁護士の援助を受けることができ、経済的余裕がない方については、国が弁護士費用を負担する被害者国選弁護制度もあります。また、法テラスから、旅費や日当が支払われる制度もあります。(P17、P23)

○ 冒頭陳述に関する書面の受取

検察庁では、冒頭陳述（裁判の初めに、検察官が証明しようとしている事実を述べ、明らかにすること）の内容を記載した書面を受け取ることができます。

○ 事件記録の閲覧、コピー

被害者等は、第一回公判期日の後、原則として、裁判所にある刑事件の事件記録の閲覧、コピーができます。

また、同種余罪の被害者等の方にも、民事の損害賠償請求のため必要があり、相当と認められる場合には、その犯人の刑事件の事件記録の閲覧、コピーができます。

○ 犯人との間で示談した場合

刑事裁判のほかに、改めて民事裁判を起こさなくてもいいように、その示談内容を刑事裁判の公判調書に記載してもらうことができます。

この公判調書には、民事裁判で裁判上の和解が成立したのと同じ効力が与えられます。

○ 損害賠償命令制度

被害者等が、その刑事件を担当している裁判所に対し、起訴後から弁論が終わるまでの間に申し立てをすることで、有罪の言い渡しの後、すぐに損害賠償請求に関する審理も行われます。

損害賠償請求に関し、刑事件の結果を利用するので、改めて民

事裁判を起こす必要がなく、また、原則4日以内の期日で行われるなど、被害者等の負担が少なくて済みます。

ただし、決定に対し、異議申し立てがなされた場合は、通常の民事裁判になります。

対象事件 危険運転致死傷等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪

※ 過失犯（過失運転致死傷等）は対象となりません。

詳しくは、担当の検察官、検察事務官、または裁判所にお問い合わせください。

裁判後の段階において利用できる制度

○ 意見等聴取制度

犯人が刑務所や少年院に収容された場合、申出をした被害者等は、加害者の仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かを判断するために地方更生保護委員会が行う審理において、仮釈放・仮退院に関する意見や被害に関する心情を述べることができます。

聴取した意見等は、地方更生保護委員会において、仮釈放・仮退院の判断に当たって考慮されるほか、仮釈放・仮退院を許す場合の特別遵守事項の設定等に当たって考慮されます。

○ 心情等の聴取・伝達制度

犯人が刑務所や少年院に収容された場合、また、保護観察となった場合、被害者等の申出に応じ、各施設の職員が、被害に関する心情、被害者の置かれている状況、受刑中、在院中、保護観察中の犯人の生活や行動に関する意見を聴取し、これを犯人に伝えます。

犯人に対しては、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情が深まるよう指導監督を行います。

詳しくは犯人が刑務所や少年院に収容された場合は、最寄りの刑務所や少年院に、保護観察中の場合は、最寄りの保護観察所へお問い合わせください。

3 警察等からの支援はあるのですか

警察では、交通事故の被害者やその家族の方を支援するために、警察職員の付添い、情報の提供、相談窓口の設置等を行っています。

警察職員が病院への付添い等を支援します。

交通事故が発生して間もない、精神的に動揺されている被害者等へは、「指定被害者支援要員」に指定された警察職員が

- 病院等への付添い
- 交通事故についての相談受理

などを行っています。付添いを希望する方は、遠慮なく、担当の捜査員等へ申し出て下さい。

また、民間団体の「公益社団法人あおもり被害者支援センター」においても、付添い支援を含む被害者支援活動を行っています。

こちらへもお気軽にお電話ください。

※ 「公益社団法人あおもり被害者支援センター」については、21 ページで詳しく紹介しています。

警察官が交通事故についての情報をお知らせします。

交通事故の被害者等は、事故の捜査はどうなっているのか、加害者は捕まつたのか、加害者の処分はどうなったのか等について、大きな関心を持っておられると思います。

警察では、その事故を担当している捜査員等が被害者等に対して、以下のような情報をお知らせしています。

交通事故の相手方に関するここと

- 加害者の住所、氏名及び年齢等
- 交通事故の発生日時、場所
- これまでの捜査状況等



交通事故の相手方の刑事処分に関するここと

- 加害者の検挙状況
- 加害者の処分状況
- 送致された検察庁名
- 起訴又は不起訴等の処分結果
- 起訴された裁判所

※ 処分結果、起訴された裁判所については、検察庁から通知されることもあります。

※ 加害者が少年の場合には、連絡の内容に若干の違いがあります。

その他

被害者等の中には、事故のことを思い出したくないので知らせないで欲しいという方もおられると思います。

その場合には、担当の捜査員にお話しください。

警察では、行政処分に関する情報提供を行っています。

交通事故を起こした加害者には、刑事処分とは別に、運転免許の取消しや停止処分の行政処分が公安委員会により行われます。

行政処分（取消し処分と 90 日以上の停止処分）がされる前には、公開による「意見の聴取」が、処分を受ける加害者に対して行われます。

ただし「意見の聴取」には、代理人が出席することもありますし、加害者も代理人も出席しないときは、「意見の聴取」が行われずに処分が行われることがあります。

警察では、行政処分の結果や、「意見の聴取」について、お問い合わせいただければ、次の情報提供を行っています。

行政処分の内容

加害者に対して行った行政処分の内容（免許の取消し・効力の停止別及び停止の場合にはその日数）をお知らせします。

意見の聴取の期日等

「意見の聴取」を行う期日と場所をお知らせします。



警察では、精神的被害に対する支援を行っています。

犯罪の被害を受けた後は、一種のショック状態が続き、心身に変調を来すことがあります。

○ 心理面

恐怖感、不安感、孤独感、罪悪感、自責感、怒り、復讐心等

○ 思考・感情面

集中力・記憶力・判断力の低下、感覚・感情のまひ、混乱、その時の光景が何度も思い浮かぶ、何度も夢に見る、現実だという感覚がない、自分が自分でないように感じられる等

○ 行動面

怒りっぽくなる、興奮、取り乱す、閉じこもり、飲酒や喫煙の増加、生活が不規則になる等

○ 身体面

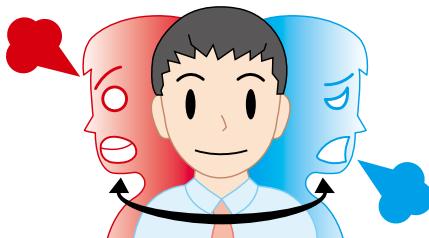
頭痛、肩こり、手足のだるさ、胃のもたれ、吐き気、下痢、便秘、動悸、息苦しさ、不眠、悪夢、食欲不振等

これらは、時間の経過とともに、次第に回復していくますが、回復にかかる時間は人それぞれです。中にはP T S D等に発展していく場合もあります。

まず、自分にどのような変化が起きているのかを確認しましょう。

青森県警察本部犯罪被害者支援室では、専門の犯罪被害者心理カウンセラーを配置しています。カウンセリングを希望する方は、担当の捜査員又は犯罪被害者支援室にお問い合わせください。

※ 精神科医療機関等においてカウンセリングを受けられる方は、カウンセリングに要した費用を負担できることがあります。



4 警察以外の機関による支援や連絡制度について教えてください

警察以外の機関が行っている支援制度には、次のようなものがあります。

検察庁における被害者支援制度

被害者等の負担や不安をできるだけ和らげるため、被害者等の支援に携わる「被害者支援員」が全国の検察庁に配置されています。

被害者支援員は、被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還等の各種手続きの手助けをするほか、被害者等の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行います。

法務省の各機関における被害者等通知制度等

検察庁、地方更生保護委員会又は保護観察所から、被害者等に対し、希望に応じてできる限り、事件の処分結果、刑事裁判の結果、加害者の受刑中の刑務所における処遇状況等について通知する制度があります。

以下のことについて、通知を受けることができます。

- 裁判に関すること
 - ・ 事件の処分結果（起訴、不起訴、家庭裁判所送致等）
 - ・ 裁判を行う裁判所及び裁判が行われる日
 - ・ 裁判の結果
 - ・ 犯人の身柄の状況（釈放されたかどうか）、起訴事実等
- 有罪裁判確定後の犯人に関すること
 - ・ 収容されている刑務所の名称・所在地
 - ・ 刑務所から釈放される予定年月（満期出所予定期）
 - ・ 受刑者の刑務所における処遇状況に関する事項
 - ・ 釈放（満期釈放、仮釈放）年月日
 - ・ 保護観察に関する事項
(保護観察の開始年月日、保護観察中の処遇状況、保護観察の終了年月日等)
 - ・ 執行猶予言渡しの取消しに関する事項

これらの通知を受けるには、担当の検察官、検察事務官等に申し出てください。また、少年事件の場合も、少年院等から被害者等に対し、できる限り、保護

処分を受けた加害者に係る通知（少年審判後の通知）を行っています。

- ・ 収容されている少年院の名称・所在地、入院年月日
- ・ 少年院における教育状況
- ・ 出院年月日
- ・ 保護観察に関する事項
(保護観察の開始年月日、保護観察中の処遇状況、保護観察の終了年月日等)

これらの通知を受けるには、加害者が少年院送致処分を受けた場合はお近くの少年鑑別所、保護観察処分を受けた場合はお住まいの都道府県にある保護観察所に申し出てください。(P24)

家庭裁判所における被害者のための制度

家庭裁判所では、少年犯罪の被害者等が利用できる制度があります。

○ 事件記録の閲覧、コピー制度

被害者等は、審判開始の決定があった後、原則として、裁判所にある少年事件の事件記録（少年の要保護性に関して行われる調査についての記録である、いわゆる社会記録は除く。）の閲覧、コピーができます。

○ 心情や意見を述べる制度

裁判官や家庭裁判所調査官に対して、犯罪被害に関する心情や意見を述べることができます。

○ 少年審判の傍聴制度

殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死亡させたり傷つけたりした罪、過失運転致死傷罪等（いずれも傷害の事案にあっては、これにより生命に重大な危険を生じさせた場合に限られます。）の被害者等は、申出により少年審判の傍聴が認められる場合があります。

○ 家庭裁判所で行っている説明、通知制度

家庭裁判所から、審判期日における審判の状況について説明を受けることができます。

また、少年審判の結果等の通知を受けることができます。

上記制度の詳細は、お住まいの都道府県にある家庭裁判所にお問い合わせください。(P24)

5 自動車保険等について教えてください

交通事故の被害者等への保障制度は、次のようにになっています。

自賠責保険と任意保険

自動車保険には、強制保険と呼ばれている自賠責保険（自動車損害賠償責任保険、共済を含む。）と任意保険（共済を含む。）があり

- 自賠責保険は、交通事故による被害者等の保護を図る目的で、車1台ごとに加入を義務付けられている保険
- 任意保険は、自賠責保険では補いきれない損害賠償を補償する保険で、次のようにになっています。

自賠責保険		任意保険	
加入しなければならない（義務）		加入	任意
人身損害のみ		対象	人身損害と物損
死亡	3,000万円	支払い限度額	保険契約の限度額まで の補償
傷害	120万円		
後遺障がい	75万～4,000万円 (1～14の障害等級による)		

人身損害の場合は、基本的に自賠責保険から補償され、損害賠償額が限度額を上回ったとき、上回っている分については任意保険により補償されることとなります。

例えば、死亡事故で損害賠償額が7,000万円となった場合、自賠責保険で上限3,000万円が補償（てん補）され、不足分の4,000万円は加害者側が加入の任意保険や被害者が加入の人身傷害保険等によりその全額又は一部が補償されます。

これらによっても補償額が損害賠償額に満たない場合や、関係者がこれらの保険に未加入の場合は、加害者自身が賠償することとなります。

損害賠償額

7,000万円

支払

自賠責保険で補償

上限3,000万円まで

支払

不足分の4,000万円は？

- ・任意保険加入 契約の範囲内で補償
- ・任意保険未加入 加害者が賠償

自賠責保険

1 自賠責保険の請求

被害者が、事故を起こした自動車について契約を締結している損害保険会社（組合を含む。）に対して、交通事故証明書、診断書等の必要書類を提出して損害賠償額の支払いを請求します。

保険請求の流れ



2 仮渡金（かりわたしきん）制度

被害者等が交通事故によって生活に困ることのないよう、示談が成立する前において、当座の出費に充てるために、仮渡金を損害保険会社に請求することができます。

※ 請求の具体的な手続については、損害保険会社にお問い合わせください。

3 請求できる期間

請求区分	いつから	いつまでに
傷害	事故発生	事故発生から3年以内
後遺障害がい	症状固定	症状固定から3年以内
死亡	死 亡	死亡してから3年以内

- ※ 症状固定とは、症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待できなくなったときを言い、医師により判断されます。
- ※ ただし、平成22年3月31日以前に発生した事故は、請求できる期間が2年以内になります。

自賠責保険（共済）請求提出書類一覧表

必要書類	被害者請求				
	死亡	後遺 障がい	傷害	死亡	傷害
保険金(共済)・損害賠償・仮渡金支払請求書	○	○	○	○	○
交通事故証明書（人身事故）	○	○	○	○	○
事故発生状況報告書	○	○	○	○	○
医師の診断書又は死体検案書(死亡診断書)	○	○	○	○	○
診療報酬明細書	○	○	○		
通院交通費明細書	○		○		
付添看護自認書又は看護料領収書	○		○		
休業損害証明書又は確定申告書(控え)等	○	○	○		
請求者の印鑑証明	○	○	○	○	○
委任状及び委任者の印鑑証明(第三者に委任する場合)	○	○	○	○	○
戸籍謄本	○			○	
後遺障害診断書		○			
レントゲン写真等	○	○	○		

○印は必ず提出、○印は事故の内容によって提出する書類です。
 その他の書類も必要に応じて提出していただく場合があります。

任意保険（共済）

※ 保険金請求の具体的な手続きについては、ご加入の損害保険会社にお問い合わせください。



自動車損害賠償保障事業（政府の保障事業）

次のような人身事故については、自賠責保険から救済が受けられません。

- ひき逃げされ、相手が判明しない場合。
- 事故を起こした相手が自賠責保険に加入していない場合。

自動車損害賠償保障事業とは、このような場合などに、政府が自動車損害賠償保障法に基づいて被害者等の救済を図るため、損害をてん補する制度です。

請求方法や必要な書類等の詳しいことは、損害保険会社等にお尋ねください。

自賠責保険（共済）制度と政府の保障事業の違い

自賠責保険（共済）	制度	政府の保障事業
被害者	請求者	被害者
死亡、傷害、後遺障がいに応じて人身事故の損害を対象に支払われます。	支払い 限度額	自賠責保険と同額となりますが、社会保険により給付があれば、その金額を差し引いて支払われます。
被害者に重大な過失があつた場合に減額されます。	減額等	民法上の過失相殺が適用されます。

その他の賠償請求

自動車による人身事故の損害賠償責任については、自動車損害賠償保障法第3条に定めがあり、被害者等は、加害者本人のほかに、自動車の所有者に対して財産的損害、精神的損害の賠償請求を行うことができます。



6 援助や救済制度はあるのですか



警察以外で行っている交通事故の被害者やその家族の方に対する援助・救済制度については、次のようなものがあります。

官公庁等で行っている制度

交通事故により父親又は母親を亡くしたためひとり親家庭となった場合に、児童扶養手当や母子父子福祉資金の貸付等を受けることができる場合があります。

また、収入がなくなったり、少なくなったりしたため生活に困っている人に対しては、困窮の程度に応じて、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等の必要な保護を受けることができる生活保護制度が準備されています。



※ 詳しいことは、市区役所・町村役場、福祉事務所の窓口にお問い合わせください。

援助・救済機関

1 法テラス（正式名称 日本司法支援センター）

法テラスは、国民が全国どこでも法的な紛争の解決のために必要な情報や法律サービス提供を受けられる社会を実現するため、法的支援を担う法人で、次のような犯罪被害者支援をしています。

■ 支援制度や相談窓口の紹介

刑事手続の流れや各種支援制度、相談窓口などの情報をわかりやすくご案内します。

■ 弁護士の紹介

犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介できる場合があります。

■ 弁護士費用等を援助できる制度の案内

一定の要件を満たせば、無料で弁護士に相談できたり、弁護士に依頼するための費用を援助できる制度があります。

○ 「被害者参加人」のための国選弁護制度

一定の犯罪の被害者などが、刑事裁判に参加する際に、経済的に余裕のない方でも弁護士による援助が受けられるよう、国がその費用を負担します。

○ 日本弁護士連合会委託援助

被害を受けた方や子供を対象に、行政・裁判手続などに関する弁護士費用を援助します。

○ 民事法律扶助制度

経済的に余裕のない方を対象に、無料法律相談の実施や弁護士等の費用などを立て替えを行います。

詳しくは、法テラスにお問い合わせください。(P23)

2 青森県弁護士会 交通事故相談センター

青森県弁護士会では、交通事故に関する法律相談を無料で行っています。
※事前予約制

青森市	開催日 每月第2・4木曜日 予約受付 017-777-7285 (青森県弁護士会) 平日 9:30～16:30
八戸市	開催日 毎月第1月曜日 予約受付 0178-22-8823 (弁護士会八戸支部) 平日 9:30～16:30
弘前市	開催日 毎月第4月曜日 予約受付 0172-33-7834 (弁護士会弘前支部) 平日 9:30～16:30

3 NASVA・ナスバ（正式名称 独立行政法人自動車事故対策機構）

自賠責の運用益を原資とし、被害者支援と自動車事故防止を一体的に推進している組織です。交通事故被害者の救済のための事業を行っています。

- ・交通事故により脳損傷など重度の後遺障がいが残る被害者への支援
(療養施設の設置・運営、在宅介護のための介護料の支給、短期入院・入所への支援、相談対応)
- ・交通遺児等の育成支援

交通事故により亡くなったり重度の後遺症が残ったりした方の子どもを対象として、中学校卒業まで育成資金を無利子貸付

問合せ先：NASVA 交通事故被害者ホットライン

0570-000738

(IP電話などからは 03-6853-8002)

受付時間：平日 10:00～12:00、13:00～16:00

4 (公財) 交通遺児等育成基金

自動車事故で亡くなつた方の満16歳未満の子ども（交通遺児）が、損害賠償金などの中から拠出金を基金に払い込んで基金に加入すると、満19歳に達するまで育成給付金が支給されます。

問合せ先：0120-16-3611

(つながらない場合は、03-5212-4511)

受付時間：平日 9:00～17:00

5 (公財) 交通遺児育英会

保護者等が道路における交通事故で亡くなったり、著しい後遺障がいのため働けなくなった家庭の、高校生や大学生などの生徒・学生に、奨学金が貸与されます。

問合せ先：0120-521-286 (フリーダイヤル)

03-3556-0773 (奨学課・直通)

受付時間：平日 9:00～17:30

(創立記念日（5月2日）は休業日)

6 まごころ奨学金

保護者または本人が、交通事故等の犯罪に遭遇（ただし単独事故は除く）し、学資の支弁が困難になった家庭の子どもで、高校、専修学校、特別支援学校高等部、高校専門学校、短大、大学、大学院の通学を希望している方を対象に、奨学金の給付が受けられます。

問合せ先：03-6229-5111

受付時間：平日 9:00～17:00

税法上の救済制度

交通事故が原因で負傷して医療費を支払ったり、身体に障がいを負ったりした方、あるいは、配偶者と死別した方等には、所得税が減額される「所得控除」が認められる場合があります。

所得控除には、次のようなものがあります。

名 称	内 容
医 療 費 控 除	支払った医療費（その医療費を補てんするために支払いを受けた保険金等を除く。）の金額（一定額を超える部分に限る。）が控除されるもの。
障 害 者 控 除	納税者本人や同一生計配偶者、扶養親族が所得税法上の障がい者である場合には、一定の額が控除されるもの。
寡婦(寡夫)控除	納税者自身が夫と死別した妻（寡婦）又は妻と死別した一定の夫（寡夫）の方等に一定の額の控除額が認められるもの。

※詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせ下さい。

7 米軍人・軍属の違法行為等による損害（交通事故を含む）を受けた場合

米軍人及び軍属の違法行為等による損害を受けたことはありませんか？

アメリカ合衆国の軍隊又はその構成員若しくはそれらに雇われている者（以下「合衆国軍隊等」という。）の違法行為等により損害（交通事故による損害を含む）を受けられた方又はその遺族の方に対する損害賠償制度（賠償金が請求できる期間に制限あり。）があります。

この損害賠償制度は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和35年条約7号）」（日米地位協定）に基づくもので

合衆国軍隊等の行為等が「公務執行中の場合」

合衆国軍隊等の行為等が「公務執行中でない場合」

とで、その取扱いが変わります。

上記の損害に関しては、下記の問い合わせ先までご相談ください。

【問い合わせ先】

① 三沢防衛事務所業務課業務第二係

〒033-0012

青森県三沢市平畠1-1-31

電話 0176-53-3116

平日 8:30~17:15

（事件・事故等の発生地が青森県の場合）

② 東北防衛局企画部業務課事故補償係

〒983-0842

宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第三合同庁舎

電話 022-297-8211

（事件・事故等の発生地が岩手県・宮城県・秋田県・山形県及び福島県の場合）

8 民間の被害者支援団体

公益社団法人あおもり被害者支援センター

公益社団法人あおもり被害者支援センターは、犯罪や交通事故により被害を受けた方やそのご家族、ご遺族に対して、病院や警察署等への付添いやカウンセリング、弁護士による法律相談等の支援を無料で行なうなど、青森県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」として指定を受けた、県内唯一の民間被害者支援団体です。



※センター・シンボル
マスコット

公益社団法人あおもり被害者支援センターでは、次のような支援活動を全て無料で行っています。

○電話相談及び面接相談

犯罪や交通事故の被害者又はその遺族の方からの電話相談を受けています。



○臨床心理士によるカウンセリング

支援センターに登録された臨床心理士によるカウンセリングを行っています。



○直接的支援

被害者等からの要望に応じて、センターの支援員が病院、警察署、裁判所及び検察庁等への付添いを行っています。



○弁護士による法律相談

支援センターに登録されている弁護士による法律相談を行っています。



○被害者自助グループへの支援

犯罪の被害等の体験を分かち合い、支え合うための自助グループへの支援を行っています。



当センターでは犯罪・交通事故被害者遺族のつどいを開催しています。



犯罪・交通事故被害者遺族のつどい

このつどいは同じような辛さを抱えた方々が語り合う場です

ひとりで悩んでいませんか

誰にも話せず自分をせめていませんか

誰も信じられなくなっていますか

そんな気持ちを安心して話せるところです

◆ 話された内容が外部に漏れることはありません。

被害者等の希望（同意）があれば、被害の状況を警察から被害者支援センターに伝え、繰り返し被害のことを話さずに支援を受けることができます。

あなたといっしょに

犯罪や交通事故被害相談電話 (秘密厳守)

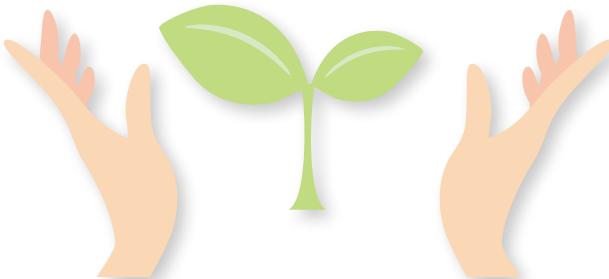
017-721-0783 ゼロ ナ ャ ミ

- 電話相談受付日・時間

【平日】 9:00~17:00

※土・日・祝日・年末年始を除く

受付時間外は留守番電話となっております。折り返しのお電話が必要な場合は、メッセージと連絡先をお知らせください。



青森県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
**公益社団法人
あおもり被害者支援センター**

事務局 〒030-0822

青森市中央3丁目20番30号

県民福祉プラザ3階

TEL 017-718-2085

FAX 017-718-2098

ホームページ <http://www.aomori-vs.com/>



9 交通事故に関する相談窓口

青森県警察	警察安全相談室	青森市新町2丁目3番1号 警察本部1階 電話：#9110又は017-735-9110 受付 平日 8:30～17:00 (上記時間帯以外、土・日・祝日、年末年始でお急ぎのときは、最寄りの警察署へおかけください)
検察庁	青森地方検察庁 「被害者ホットライン」	電話：017-722-1234 受付 平日 9:00～17:00 (土・日・祝日、年末年始を除く)
青森県	青森県交通事故相談所	青森市長島1丁目1番1号 青森県庁北棟1階 電話：017-734-9235 受付 平日 9:00～16:00 (土・日・祝日、年末年始を除く)
	公益社団法人 あおもり被害者支援センター	青森市中央3丁目20番30号 県民福祉プラザ3階 電話：017-721-0783 受付 平日 9:00～17:00 (土・日・祝日、年末年始を除く)
	法テラス(日本司法支援センター) 「犯罪被害者支援ダイヤル」	電話：0120-079714 受付 平日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00
関係機関	法テラス青森 (日本司法支援センター青森地方事務所)	電話：0570-078387 受付 平日 9:00～17:00
	青森県弁護士会 (犯罪被害者センター)	電話：017-777-7285 受付 平日 9:00～17:00
	公益財団法人 日弁連交通事故相談センター	電話：0120-078325 受付 平日 10:00～16:30 (土・日・祝日、年末年始を除く)
国土交通省	公共交通事故被害者支援室 (総合政策局バリアフリー政策課内)	電話：03-5253-8969 受付 平日 9:30～18:15 国土交通省では、航空、鉄道等公共交通における事故による被害者等の方々への支援の確保を図るため、『公共交通事故被害者支援室』を開設しています。

10 その他の相談窓口

検察審査会	青森検察審査会	電話：017-722-5450 受付 平日 9:00~16:30	検察官が行った不起訴処分についての審査の申立て等
	弘前検察審査会	電話：0172-32-4321 受付 平日 9:00~16:30	
	八戸検察審査会	電話：0178-22-3104 受付 平日 9:00~16:30	
青森家庭裁判所	少年係	電話：017-722-5645 受付 平日 9:00~16:30	少年事件に関する相談
東北地方更生保護委員会		電話：022-221-3540 受付 平日 9:30~17:00	加害者の仮釈放に関する相談
青森保護観察所	企画調整課 更生保護に関する窓口	電話：017-732-1049 受付 平日 8:30~17:15	保護観察中の加害者に関する意見
青森刑務所	被害者担当官	電話：017-763-0615 090-3366-4249 受付 平日 8:30~17:00	受刑中、在院中の加害者に関する意見
青森県	青森県立精神保健福祉センター 「こころの電話」	電話：017-787-3957 017-787-3958 受付 平日 9:00~16:00 (土・日・祝日、年末年始を除く)	こころの相談

※ 参考

青森県内の各警察署の代表電話番号

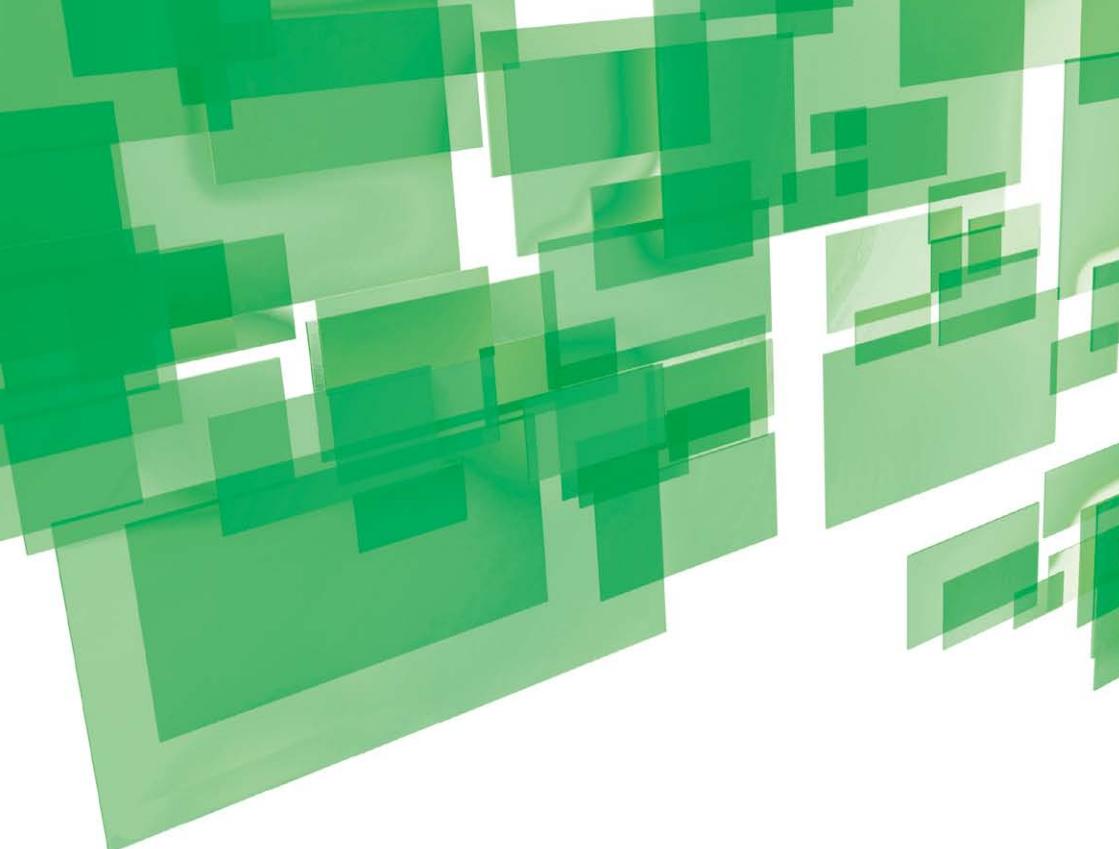
警察署名	代表電話番号	警察署名	代表電話番号
青森警察署	017-723-0110	つがる警察署	0173-42-3150
八戸警察署	0178-43-4141	三戸警察署	0179-22-1135
弘前警察署	0172-32-0111	鰺ヶ沢警察署	0173-72-2151
五所川原警察署	0173-35-2141	七戸警察署	0176-62-3101
黒石警察署	0172-52-2311	青森南警察署	0172-62-4021
十和田警察署	0176-23-3195	外ヶ浜警察署	0174-22-2211
三沢警察署	0176-53-3145	五戸警察署	0178-62-3241
むつ警察署	0175-22-1321	大間警察署	0175-37-2211
野辺地警察署	0175-64-2121		

×毛欄

×モ欄

×モ欄

×モ欄



令和7年 発行

